

学校いじめ防止基本方針

北上市立南中学校

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

本校では、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、以下による考え方で「いじめの防止等」のための基本的な取組を行う。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な社会的問題となっている。また、インターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている現状も見られる。

いじめの問題は、学校が一丸となり組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会全体で一致協力して立ち向かわなければならない喫緊の課題であると考え。さらに、いじめの問題の解決のためには、いじめを絶対に許さない意識と態度を生徒に育てることが大切であると考え。

そこで本校では、学校教育目標に掲げる「おおらかに」の心を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。また、けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性を確認し、いじめに該当するか否かを判断する。【法第2条第1項】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許されない行為である。
- (2) いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、計画的な指導と支援が必要である。
- (3) 個性を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。
道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。また、子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が「起こり得る」という危機意識を持つ。
- (4) いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題に対する基本的な教育は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しき、親子の会話や触れ合いの確保が大切である。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組

むべき問題である。

- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

暴行罪は、暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときに成立する（刑法 208 条）。人の身体を傷害するに至ったときは傷害罪（狭義の傷害罪、刑法 204 条）が成立する。

恐喝罪は、人を恐喝して、財物または財産上の不法な利益を交付させようとするれば成立する（刑法 249 条）。恐喝とは、被害者にまだ要求に応じるかどうかを決定する自由が残っている程度のものをいう。（意思の自由が完全に抑圧された状態下では強盗罪となる）。脅迫罪における脅迫は、恐喝者自身が直接に害を加えるという内容である必要はない。第三者の害悪行為に影響を及ぼしうる立場にあることを示せば、恐喝となる。

強要罪は、本人またはその親族の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫や暴行を用いて、人に不当なことを行わせたり、正当な権利を妨げたりする罪（刑法 223 条）。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が生徒一人ひとりの心の居場所となり、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められるよう教育活動を推進する。
- (3) 「教えて考えさせる」授業を実践し、基礎・基本の定着を図る。また、生徒が相互に協力して学び合い高め合う学習活動を推進し、学習への達成感・成就感を深める。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び特別活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるために道徳、学級活動等の充実に努めるとともに、生徒会活動の取り組みとして「いじめ防止集会」を実施する。【法第 15 条第 1 項】
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する、生徒が自主的に行う「生徒会活動」に対する支援を行う。

2 生徒に培う力とその取組

- (1) 「自分も他人も共にかけがえない命を与えられ生きている」ことを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身が「いじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいか」を考え、主体的に取り組もうとする力を育む。【法第 15 条第 1 項】
- (3) 学級の諸問題について、話し合っ解決する活動を通して「望ましい人間関係」や「社会参画の態度」を育てるとともに、「違いや多様性を越えて合意形成をする態度」の育成を図る。
- (4) 心とからだの健康観察を活用した心のサポート授業等をとおして、生徒一人ひとりのセルフケアやストレス・マネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、校内に次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。また、本校のいじめの防止等に対応した取り組みについては、外部に委嘱し、指導および客観的な評価を受ける。【法第 22 条】

A 「いじめ対策委員会」 主担当：生徒指導主事

(1) 構成員（11人）

校長、副校長、（主幹教諭）、教務主任、生徒指導主事、教育相談部長、1～3学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクール・カウンセラー等

(2) 取組内容

- ①いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）
- ②いじめにかかわる研修会の企画立案
- ③未然防止、早期発見の取組
- ④いじめの報告と情報共有を徹底し、組織的な対応を推進【法第8条、第22条、第23条第2項第3項】
- ⑤アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）
- ⑥いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動の推進
- ⑦いじめの認知

(3) 開催時期

校内支援会議の開催に合わせ、必要に応じて行う。いじめ事案発生時は管理職を含む、構成員の1/3以上の出席で緊急開催し、収束まで随時開催する。

B 「いじめ対応評価委員会」（外部評価） 【法第13条、第34条】

(1) 構成員

学校運営協議委員

(2) 取組内容

- ①いじめ防止基本方針の評価と提言
- ②年間指導計画（道徳教育の全体計画への位置づけ）への評価と提言
- ③いじめにかかわる研修会の運営等への評価と提言
- ④未然防止、早期発見の取組への評価と提言
- ⑤アンケート調査及び教育相談への評価と提言
- ⑥いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動への評価と提言

(3) 開催時期 学校評議員会の際に開催する

C 基本方針の公表とアンケートによる評価（外部への公表、外部評価） 【法第13条、第34条】

(1) 実施時期 2月

(2) 取組内容

- ①いじめ防止基本方針と主な取組目標の公表（PTA総会、または校報等で紹介）
- ②アンケートによる取組結果の評価の集約
- ③アンケート結果の公表と次年度の方向性の提案

4 生徒の主体的な取組例

- (1) 生徒会による「いじめ撲滅宣言」や「STOPいじめ作戦」等の取組
- (2) いじめ防止標語・ポスターの作成
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事の取組
- (4) いじめの問題にかかわる討論会の実施
- (5) いじめ克服をテーマとした演劇発表
- (6) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加 など

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を学校通信に掲載したり、南中メールで発信したりするなどして、広報活動に努める。【法第13条、第34条】
- (2) PTA地区懇談会や各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行うとともに、保護者の協力を得ながらいじめ防止について話し合い理解を深める。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開したり、通信等でいじめの問題についての保護の意見を紹介したりするなど、学校・保護者・地域がつながり、いじめ防止を考える機会を設ける。
- (5) アンケートの実施(学校のいじめ対策の評価、いじめ対策への要望の集約等)【法第13条、第34条】

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会の実施
- (2) いじめ問題への取組についてのチェック・ポイント確認(自己診断)

Ⅲ いじめの早期発見のための取組の原則

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。(学級担任は日記や生活ノート等も活用する)
- (3) いじめはおとなの見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、定期的に生徒や保護者からの情報収集を実施する【法第13条】

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| (1) 生徒を対象としたアンケート調査 | 年4回(5月、6月、10月、11月) |
| (2) 期末面談を活用した保護者を対象のアンケート調査 | 年2回(7月、12月) |
| (3) 教育相談期間を活用した生徒からの聞き取り調査 | 年3回(6月、9月、11月、1月) |

3 相談窓口の紹介

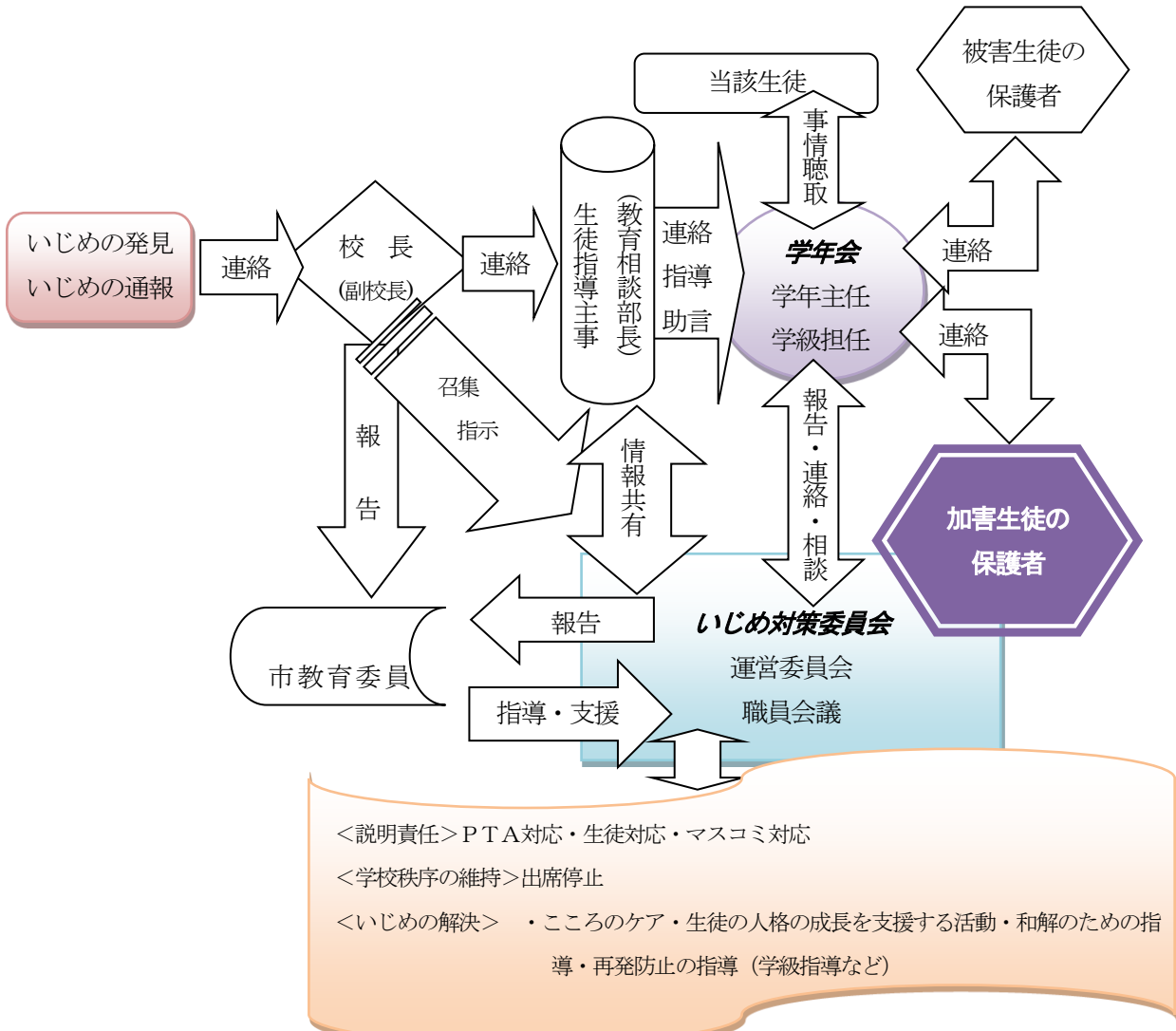
いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを打ちあけることによっていじめがエスカレートすることがないように、その対応について細心の注意を払うこととする。いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談（生徒及び保護者）・・・・・・・・全教職員（とりまとめは生徒指導主事）
- スクール・カウンセラーの活用・・・・・・・・教育相談部長
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・副校長・（主幹教諭）
- ※インターネットを通じて行われるいじめ相談・・岩手県警 e-tetsuzuki99.com
- ※市町村設置の相談窓口・・・・・・・・65-2400 [県南少年サポートセンター]
- ※24時間いじめ相談電話（県教委）・・・・・・・・019-623-7830（24時間対応）

IV いじめの問題に対する早期対応の原則

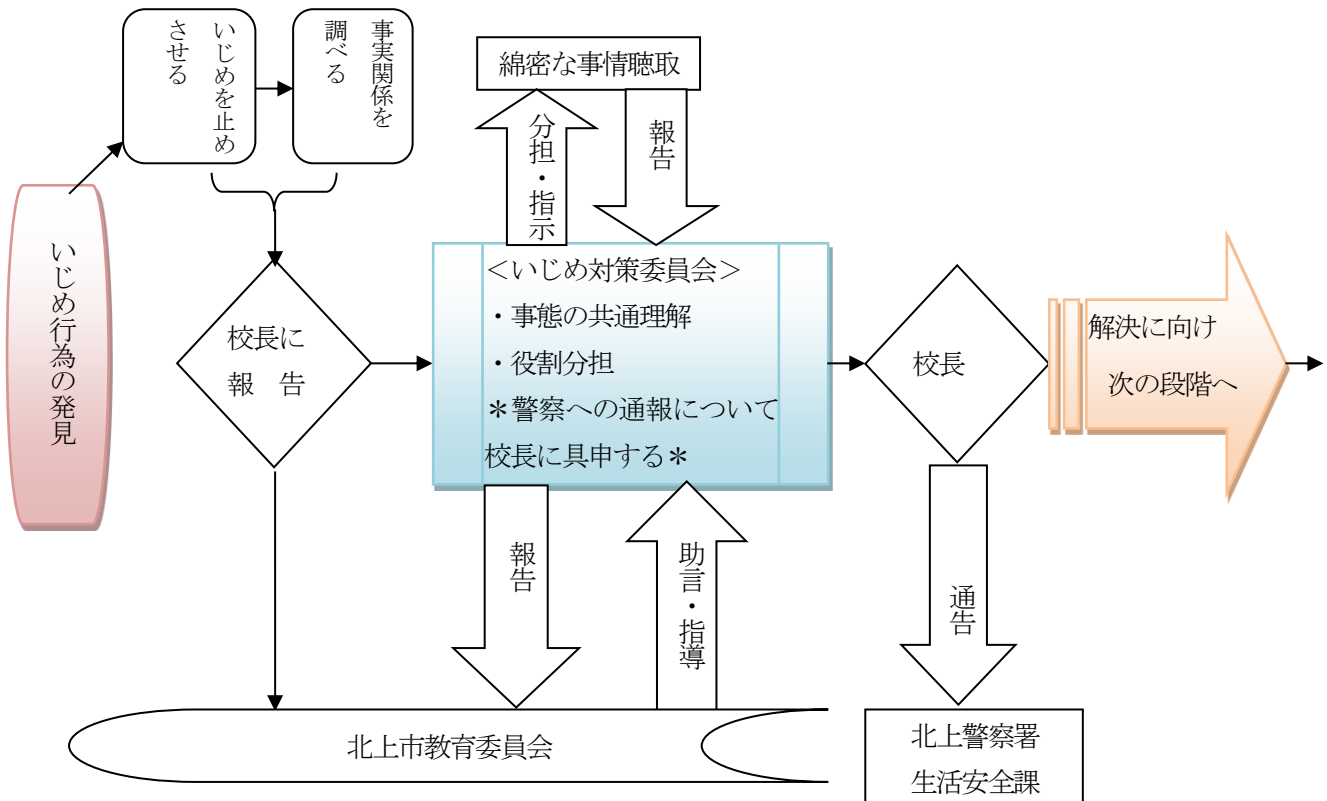
1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したならば、校長(副校長)に連絡する。情報は、生徒指導主事がとりまとめ、情報の共有化を図ると共に、いじめ対策委員会を動かしながら組織的な対応を推進していく。
- (2) いじめの通報を受けたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、全職員で情報を共有すると共に、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し組織的な対応を進める。【法第8条、第22条、第23条2項第3項】
- (3) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (4) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (5) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応にあたる。



2 いじめの発見・通報を受けたときの対応の原則

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教職員の共通理解のもと、役割分担をして組織的に問題の解決にあたる。また、北上市教育委員会へ報告するとともに、指導・支援を受けながら適切に対処する。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを北上市教育委員会と情報を共有しつつ「いじめ対策委員会」において適切に判断する。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの綿密な情報収集により事実確認をする。



- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクール・カウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、生徒に懲戒を加える。
- (9) いじめが解消されたと判断できるのは、いじめを受けた生徒の心身に苦痛がない状態が少なくとも3か月以上続くまでを目安とし、その期間、継続した対応と見守りを行う。【法第23条第1項】
- (10) いじめ解消の判断をする際は、生徒指導主事を窓口にして、事例に応じて担当教諭を決め、いじめを受けた生徒が心身に苦痛を感じていないか、生徒及び保護者に直接確認をする。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級や部活動などの当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、北上市教育委員会及び北上警察署（県南少年サポートセンター）と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) 年度初めに生徒向けの情報モラル教室を開催し、ネットいじめの防止を図る。【法第19条第1項、第2項】
- (2) 家庭での情報機器利用のトラブル防止のための啓蒙活動に努める。（地区懇、PTA 総会、校報の利用）
- (3) 生徒の様子や会話に注意し、また家庭・地域からの情報提供をもとにネット上に気になる情報がある場合は、すぐに検索し、必要に応じ県警のサイバー犯罪対策室などの指導・助言を仰ぐ。
- (4) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、北上市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (5) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。

V 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - (2) いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 【法第28条第1項】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（北上市教育委員会）に報告する。
- (2) 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものととして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合：設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係にない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
 - (5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
 - (6) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
 - (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。
- 学校設置者（北上市教育委員会）が調査主体の場合：市教委の指示のもと、資料提出等、調査に協力。

VI 校内組織の連携・外部機関との連携

1 教務部の役割

- (1) 年間行事を見通し、それぞれの行事での重点指導事項について
- (2) 道徳の年簡指導計画における「いじめ」について
- (3) その他

2 生徒指導部の役割

- (1) 教育相談期間を利用した早期発見について
- (2) 「いじめ事案」への具体的対応について
- (3) 生徒指導主事による問題行動等の共通理解について
- (4) その他

3 各学年の役割

- (1) 学年経営において「いじめに関する指導」の位置づけについて
- (2) 「いじめについてのアンケート調査」等、状況の把握について
- (3) 「道徳」「学活」「総合的な学習の時間」等とおした「いじめ防止の指導」について
- (4) 状況の把握と情報の学年内共有、学年主任を通じて生徒指導主事・校長との情報共有について
- (5) その他

4 外部組織との連携

- (1) 少年サポートセンターとの連携について
 - ・少年サポートセンター（岩手県警）
 - ・県南少年サポートセンター（北上警察署内）
- (2) 人権擁護委員、主任児童委員との連携について
 - ・主任児童委員 阿部 早苗氏（鬼柳町 67-5453）、佐藤 典男氏（相去町 67-5895）
- (3) その他、SC、SSW を窓口とした外部機関との連携

VII 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価し、次年度に向けて改善を図る。【法第13条、第34条】

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見・早期対応にかかわる取組に関すること